

「テロ等準備罪」＝「共謀罪」法案に断固反対する

私たち民主主義科学者協会法律部会は、あらゆる分野における法学研究者の研究上の連絡、協力を促進し、民主主義法学の発展をはかることを目的とする学術団体である。

政府は、3月21日の閣議で、「共謀罪」の構成要件を含む「テロ等準備罪」を新設する組織的犯罪処罰法改正案（以下「本法案」という。）を決定した。本法案は、その立法理由とされている「国連越境組織犯罪防止条約」（以下、「TOC条約」と記す。）の批准には必要のないものである。にもかかわらず、その成立が強行されれば、いわゆる「テロ組織」とは関わりのない人も含めて、広く市民一般の内心が捜査と処罰の対象となり、市民生活の自由と安全が危機にさらされるという戦後最悪の治安立法となる。本会は、その基本理念である民主主義という立場に立って、この法案の危険性を明らかにするとともに、これを今度も廃案とするよう、広く社会に訴えるものである。

I. 「共謀罪」法案の問題点

1. 「テロ等準備罪」は「共謀罪」そのもの

本法案は、これまで3度廃案となった「共謀罪」法案と、その本質において同じものである。そこにいう「テロ等準備罪」は、窃盗、詐欺、横領などのありふれた犯罪を二人以上で計画し、準備行為をただけで処罰するものであり、そこにいう準備行為も無限定である。

対象犯罪が676から277に減らされたことも、実質的な限定にはならない。除外された犯罪には過失犯や予備罪など、その性質上、もともと対象犯罪とはなりえなかったものが多数含まれており、これをもって「対象犯罪が絞られた」と評することはできない。

他方、本法案では、公職選挙法上の組織的な「買収及び利害誘導罪」（公選法221条、222条）や会社法上の特別背任罪（会社法960条）、取締役等の贈収賄罪（会社法967条）、その他特別法上の多くの収賄罪などの罪が対象犯罪から除外されている。これは、対象犯罪の限定が、単に議員や財界の懸念を払しょくするために行われた恣意的なものであることを疑わせるものである。

2. 「組織的犯罪集団」は「テロ組織」に限定されない

そもそも、TOC条約にいう「組織的犯罪集団」は、「金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するもの」（TOC条約2条(a)）である。したがって、「組織的犯罪集団」は「テロ組織」に限定されない。法案にも「その他の組織的犯罪集団」とあるように、「組織的犯罪集団」には、広くテロ組織との関連がない犯罪の遂行を目的とするものも含まれる。ここでは、普通の団体が、277の罪のいずれかの遂行を常態とするような組織に性質を一変させた場合、組織的犯罪集団とみなされうる。

3. 一般市民も処罰対象となりうる

「組織的犯罪集団」に属さない一般市民もまた、本法案6条の2第2項により処罰対象となることも、看過してはならない。しかも、準備行為が行われたことを知らなくても処罰されるのである。

II. TOC条約批准という論拠の虚偽性

1. TOC条約の求めるものとの齟齬

本法案の立法理由とされているTOC条約は、国際的な経済的犯罪集団に対して国際的な協力を促進することを目的としたものである。「合意」や「参加」の犯罪化は、そのための処罰の間隙を埋めるためのものである。ゆえに、実質的にみて処罰の間隙がなければ、本法案のような立法は不要である。むしろ、日本は死刑を温存しているため、捜査共助や犯人引渡しを拒否されることの方が、国際的な協力を阻害することになる。

2. 条約上の「テロ対策」は履行済み

テロ対策の国際的枠組みとしては、「テロ資金供与防止条約」を始めとする5つの国連条約、および、その他8つの国際条約が採択されている。日本はこれらをすべて締結し国内法化しており、これに加えて「テロ等準備罪」を追加する必要性はない。

3. テロの脅威は「対テロ戦争」への参戦から

また、「安保法」による自衛隊派遣によって「対テロ戦争」等の戦争に本格的に参戦することは、却ってテロの脅威を高める。そうではなくて、憲法9条違反の「安保法」を廃止し、憲法前文の「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」という観点からすれば、テロの背景にある世界の人権抑圧や貧困問題の解決によってテロの温床をなくし、かつ、「テロ等準備罪」による市民的自由への脅威をなくすることのない社会を構築することこそが切実に求められている。

III. 監視社会の構築による市民的自由の窒息

本法案には、密告者必要的減免の規定がある。また、昨年5月には、「通信傍受法（盗聴法）」の対象犯罪が大幅に拡大されている。ゆえに、本法案が成立すれば、犯罪計画段階での密告が奨励され、また、捜査手法として盗聴が日常化する危険が大きい。これによって、憲法13条で保障されるプライバシー権や、21条で保障される通信の秘密が侵害されるおそれがある。このような盗聴と密告が蔓延する「監視社会」では、権力濫用からの市民の自由と安全は危機に瀕することとなる。そして、「共謀罪」を理由とする捜査と処罰の可能性は、政府や大企業等の過ちを正すことを通じて、民主主義社会を根底から支える市民の政治的表現の自由に対して深刻な萎縮効果を及ぼすことは確実である。まさに本法案は、市民の自由や民主主義にとって重大な危険をもたらすものなのである。

以上の理由から、私たちは「テロ等準備罪」処罰を目指す本法案に断固反対する。

2017年3月27日
民主主義科学者協会法律部会理事会